

睡眠預金についてのご案内

お預け入れいただいたまま、長い間ご入金やご出金のお取引のない状態になっている預金はございませんか。

平塚信用金庫では、長い間ご利用のない預金についても引き続きお預かりしています。預金通帳・証書およびお取引印をご持参いただき、預金者ご本人の確認をさせていただくなどの所定の手続きをさせていただいたうえで払い戻すことができますので、いま一度、お手元の預金通帳・証書のご確認をお願いします。

【睡眠預金とは？】

当金庫では、次の口座を「睡眠預金」と呼びます。

- ご預金の最終取引日より10年経過し、通知を預金者の方に郵送しても届かない、残高1万円以上のすべての口座
- ご預金の最終取引日より10年経過し、通知を預金者の方に郵送しても届かない、残高1万円未満の自動継続定期預金
- ご預金の最終取引日より10年経過した、残高1万円未満のすべての口座

【睡眠預金のご請求に関するお願い】

- 睡眠預金のご請求は、あらかじめお取引店にお問い合わせのうえご来店ください。ご請求手続きはお取引店のみのお取扱いとなります。
- 睡眠預金のお問い合わせの際は、「預金種目」「口座番号」「契約者名」「最後に記帳されている日付と残高」「当時の住所」「現在の連絡先」などをお知らせください。不明の場合はお調べできないことがあります。
- 睡眠預金をお調べするには、時間(日数)がかかることがあります。
- 睡眠預金のお支払い手続きには、「通帳または証書」「お届印」「免許証等の本人確認書類」「その他にお願いした書類」が必要です。

【日常の口座の管理または手続きに関するお願い】

- 自動継続定期預金をご契約の場合も、定期的に通帳や証書をご記帳してください。お取引店以外でもご記帳いただけます。
- ご住所やお名前が変わったときには、必ず当金庫所定の変更届をご提出ください。
- 引越しなどで口座を使わなくなったときには、解約などの手続きをお願いします。
- 引越し先の近くに当金庫本支店がある場合は、お客さまのご希望によりお取引店を変更することができます。

詳しくは、当金庫本支店の窓口または担当者までお問い合わせください。